

令和5年度補正予算 商用車の電動化促進事業(トラック) Q&A

| 車両・充電設備に関するご質問・回答 |   |  |
|-------------------|---|--|
| No.               | 質問  | 回答   |
| 全てのご質問及び回答        |   |  |
| 1                 | 一体的導入とはどのようなことですか。  | 商用トラックの導入者(補助申請者)が車両を置く敷地(事業所、営業拠点)等に設置する充電設備(設置、工事)申請を年度内に行うことです。   |
| 2                 | 充電設備のみ申請は可能ですか。   | 充電設備の補助申請については、原則的にトラック車両の補助申請をしなければ申請できません。なお、車両と充電設備については、車両台数≧充電口数となる必要があります。R5年度当初予算で既にトラック補助を受けた場合は充電設備のみの申請は可能です。  |
| 3                 | R5年度の当初予算でトラックを補助金で導入したが、充電設備は何台まで補助申請できますか。                                      | R5年度当初予算で補助を受けたトラックの台数を超える充電設備(充電口数)の申請はできません。   |
| 4                 | いわゆる「充電ステーション」は補助対象となりますか。  | 補助対象外です。   |
| 5                 | 充電設備の補助額はいくらですか。  | 補助額は、機器の型式・性能や工事内容ごとに補助率、補助限度額があります。   |
| 6                 | 車両の申請に見積書が必要ですか。  | 車両の申請には見積書はありません。(改造車の申請は見積書添付)  |
| 7                 | 充電設備の申請に3社見積りが必要ですか。  | 原則的に3社以上の見積書が必要です。1社又は2社分の見積書しか取得できない場合など3社見積書の提出が困難な場合は明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。  |
| 8                 | 充電設備はいつまでに申請し、完了しなければならないのですか。  | R7年1月31日までに申請を行うこととなっていますが、機構の審査、交付決定後に契約・発注、設置完了後の30日以内(又はR7年3月10日まで)に完了実績報告を提出してください。なお、補助金の支払いまでがR6年度に完結する必要があります。  |
| 9                 | 充電設備の所有者と使用者が異なってもよいですか。  | 所有者の申請及び車両使用者による共同申請が必要です。   |
| 10                | R5年度当初予算でA営業所に10台の補助を受けた後、5台をB営業所に配置替え(営配)したい。B営業所に充電設備が無いことから新たに設置予定であるが申請できますか。 | 申請することは可能です。   |
| 11                | 充電設備の法定耐用年数は何年ですか。  | 法定耐用年数は6年です。なお、法定耐用年数以内に充電設備の廃止等を行いますと、補助金の返納となります。  |
| 12                | トラックの申請について、交付決定から補助金の支払いまでの流れを教えてください  | トラックについては、交付決定後に完了実績報告としてトラック代金の全額の支払い書類や車検証を機構に送付し、審査が完了した後、精算払いとなります。  |
| 13                | 充電設備の申請について、申請から補助金の支払いまでの必要な手続き及び期間について教えてください。                                  | ① 受付期間中に交付申請された申請書の内容の審査を行い、LEVOで交付決定通知書を交付します。<br>② 申請者は交付決定後に発注、契約、据付、工事、完了、引き渡し及び工事代金の支払い後に、経理書類(領収書等)、また、工事図面や写真等の必要な資料一式が揃った段階で完了実績報告書を提出します。<br>③ LEVOでは完了実績報告書の審査を行い、整った段階で交付額確定通知を交付します。<br>④ 申請者より精算払請求書を提出の後に補助金の支払いを行います。<br>※交付決定通知日前に発注、契約、工事等を実施した場合の経費は補助対象外となります。<br>また、各申請書、報告書、請求書等に関して必要な手続き書類が全て揃った段階で審査、決定等を行いますので、審査中に資料の補正、修正、追加等の手続きが別に発生する際は、所要の期間を要する場合があります。<br>したがって、それら一連の手続きの全てを完了できる工程、手続きが必要となることから、余裕ある期間が必要になります。<br>また、車両と一体的に申請する場合は、車両の完了実績報告書、精算払いまでの完了を同時期に行う必要があることから、それらの期間も併せて必要となります。 |
| 14                | 営業所が異なる隣接敷地にある場合、充電設備の設置は補助対象となりますか。  | 事業者、営業所については、導入するトラックの本社(個人の場合は本店)、営業所、自動車車庫等であることが必要ですが、車両導入と一体的に行われるものであれば隣接敷地でも可能のため補助対象として申請が可能です。   |
| 15                | 補助対象事業者に記載のある「その他環境大臣の承認を得て、機構が適当と認める者」とは具体的にどのような者ですか。                           | 具体的には機構にご相談ください。   |
| 16                | 充電設備の申請を車両より先に行うことはできますか。   | 同時又は別々に行うことは可能です。  |
| 17                | トラックと充電設備で補助事業の完了予定日が異なる場合交付申請はどうしたらよいですか。  | 同時又は別々に行うことは可能です。  |
| 18                | 交付申請書に補助対象車両、補助対象充電設備の申請番号を記載する項目があるが何を記載すればよいですか。                                | トラック、充電設備のどちらか最初に申請した際に申請番号を付与しますので、次の申請では付与した番号を記載してください。   |

## 車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 19  | 充電設備を異なるメーカーから異なる機種を数台導入予定であるが、工事業者は1社に依頼するがその場合は充電設備の実施計画書にどのように記載すればよいですか。 | 申請は異なる充電器の型式毎に申請してください。複数の型式がある充電器設置を1つの工事で行う場合は、工事費を1つの型式に寄せて全体の工事費を申請ください。  |
| 20  | 高圧受電設備・設置工事費においては、「2030年導入計画に合わせた規模による申請を可とする」とあるが、規模とは何を指すのでしょうか。           | 2030年までにトラックの導入台数及びそれに合わせた充電設備を設置導入する規模の高圧受電設備導入計画がある場合はその規模までの申請が可能です。   |
| 21  | 車種の変更等を行う場合「事業計画変更申請」を行い機構の承認を受けてください」とありますが様式はありますか。                        | 交付規程の様式第2または様式第5(第8条関係)を提出し、機構の変更承認を得た後に変更が可能です。  |
| 22  | 充電設備の設置に併せて充電用の駐車スペースを整地したがその工事費は補助対象となりますか。                                 | 整地、造成、更地などの直接的に充電設備とならない工事は補助対象外です。   |
| 23  | 充電するための車両スペースの表示塗布と立て看板を設置したいが補助対象となりますか。                                    | 充電設備の周辺機器・設備等については補助対象です。   |
| 24  | 充電設備について、課金装置は補助対象となりますか。  | 補助対象外となります。   |
| 25  | 充電設備を設置するにあたり電力の追加が発生しますが、電力会社への変更費用も補助対象となりますか。                             | 補助対象外となります。   |
| 26  | 今ある充電設備の後継機に代替をしたいが、旧充電設備の撤去費用などは補助対象となりますか。                                 | 既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費、二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費等については、補助対象外となります。   |
| 27  | 充電設備の補助対象にならない場合はどういったものがありますか。  | 例えば、以下のようなものが補助対象にならないものです。<br>①車両台数<充電口数の場合<br>②充電設備が機構が定めた「補助対象充電設備型式一覧表」に記載がない場合<br>③トラックと充電設備が所有者(使用者)でない場合<br>④その他必要な書類の提出がない場合、記載内容の間違い等が訂正されない場合 等   |
| 28  | 工事見積は、設置費用一式といった表現でよいですか。  | 見積書の書式は定めていませんが、充電設備で補助対象となる費用のみを申請してください。  |
| 29  | 審査結果については審査終了後に応募申請者宛てに通知するとしていますが、通知方法は行方何で行うのですか。                          | 基本的にはシステム申請、電子メール申請、紙による申請の場合を含めて、電子メールにて通知いたします。   |
| 30  | 受付期間(R7年1月31日)より前に予算執行額に達したらどうなるのですか。早めに申請したほうが有利になりますか。                     | 受付順に審査し、予算の残額が2割程度になりましたら、それ以降の交付申請については、受付順による審査を行うことはせず、当該日付からR7年1月31日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。<br>また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先するなど配慮したうえ抽選にて補助事業者を決定します。                         |
| 31  | 急速充電設備と普通充電設備は同時に補助金申請して併設設置してもよいですか。  | 充電設備の交付申請は、急速、普通充電器ともに併設は可能です。ただし、急速・普通充電器の合計口数は営業所等に一体的に導入する車両台数以下の設置数(車両台数≧充電口数)までとなります。  |
| 32  | 充電設備について、認証や安全基準を満たしていれば申請可能ですか。   | 申請可能です。認証を受けていない場合は、第三者認証機関により安全性が確保されている旨の証明書等の提出が必要です。  |
| 33  | 交付申請時にすべての書類が揃わなくても申請してよいですか。後日、追加資料の提出は可能ですか。                               | 申請に必要な書類が無いと受付ができません。申請時に必要な資料が揃った段階で申請してください。  |
| 34  | 充電設備について、施工業者等からの手続きの代理申請は可能ですか。   | 手続きの代理申請はできません。   |
| 35  | 交付申請から交付決定までにどのくらいの期間が必要ですか。   | 申請後に機構で書類内容を確認し、不備不足なく受付した日から30営業日以内に交付決定を行い「交付決定通知書」を発行いたします。なお、審査に時間を要するもの、申請が集中した場合はこの限りではありません。   |
| 36  | 充電設備の交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合、手続きが必要ですか。   | 申請者は「交付決定通知書」で承認された事業を原則として遂行する必要がありますが、変更が生じた場合は速やかに機構に連絡し、機構の判断を求めてください。機構ではその内容や理由に基づき審査を行い結果を通知しますので、指示に従ってください。変更申請内容等を連絡しないまま事業を実施した場合、交付決定取消しや、補助金の支給停止となる場合もありますので十分に注意をお願いします(軽微な変更を除く)。 |
| 37  | 交付申請時の完了予定日が伸びる場合、手続きが必要ですか。   | 特段の手続きは必要はありません。ただし交付申請の提出期限を超えることができないことに併せて完了実績報告書の審査完了を行い、精算払い請求書を行うまでの事務手続き(審査を伴う)が必要なことから余裕のある行程が必要です。   |
| 38  | 完了実績報告書を提出する際は何かが必要ですか。  | 充電設備に係る見積書、契約書又は注文書・注文請書、納品書又は工事完了届、検収書、請求書、請求内訳書、金融機関振込支払証書類、領収書、工事図面(工事概略図、全体図、部分詳細図、振込み口座番号が記載された通帳等のコピー、設備・機器、工事状況の写真アルバムなどの提出が必要です。  |

## 車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 39  | 借地に充電設備を設置しますが、土地の賃貸借契約書の提出は必要ですか。  | 土地の賃貸借契約書の提出は要件としていません。土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。  |
| 40  | 充電設備の交付申請時の見積書は概算見積書でよいですか。   | 概算見積書では交付申請はできません。正式な見積書を取得し、提出する必要があります。  |
| 41  | 営業所を新設し、併せて充電設備を設置する予定ですが営業所の完成前に申請は可能ですか。  | 交付申請は可能です。交付申請の手続きに必要な書類を提出してください。なお、完了実績報告書を提出の際には事業の完了を証する書類が必要なため、それまでにはご用意してください。  |
| 42  | 充電設備について、完了実績報告の際に写真が求められています。何を撮影すればよいですか。   | 写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前、完成時に撮影する必要がありますのでご注意ください。  |
| 43  | 申請者が共同利用で充電設備を設置する場合は申請できますか。   | 代表申請者及び共同申請者として申請はできます。共同事業とした場合でも、補助上にかかる要件等は変更ありません(車両台数と充電口数や財産の所有権)となります。  |
| 44  | 充電設備の見積書に工事費も含まれていますが申請できますか。   | 充電設備と工事費用の区分(経費)が明確に分かる見積書を提出してください。   |
| 45  | 交付申請時は複数の営業所に充電設備を設置し、一つの工事毎に行いましたが、工事代金を支払う際、全ての事業をまとめて工事施工会社に一度に支払いました。完了実績報告はどのようにすればよいのですか。 | 支払に関する内訳書等の添付が必要です。その場合、各工事と金額等が申請時、完成時に内容、金額等が連動していることが必要です。なお、内訳書等が提出できない際は、補助金の支払いができない場合もあります。併せて経理書類として見積書、契約書、発注書、請求書、金融機関支払証拠書、領収書等の帳票類も明確に区別することが必要となります。  |
| 46  | 申請を行いました。都合により申請を取り下げることができますか。次に申請する際にペナルティなどありますか。  | 可能です。申請システム上又は機構にご連絡ください。また、取り止めによるペナルティはありません。交付決定以降の場合は中止申請書を提出してください。   |
| 47  | 充電設備で新機種が発売、認証機関で承認されたことから、申請時と違う機種で設置を考えていますが、変更は可能ですか。  | 機構が定めた「補助対象充電設備型式一覧表」に記載され、条件(出力等)が同じ充電設備であれば、交付決定後に変更は可能です。その場合は変更交付申請書を提出してください。それ以外で変更する場合、交付決定前に充電設備を変更したい場合は、変更はできません。変更する場合、申請を取り下げて交付申請受付期間内に再度交付申請する必要があります。ただし、取り下げ手続が全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。  |
| 48  | 充電設備を購入予定で申請しましたが、リースに変更は可能ですか。   | 申請後にリースへの変更はできません。その場合、申請を一度取り下げて、交付申請受付期間内に再度、リース会社からの交付申請が必要です。ただし、取り下げ手続が全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。   |
| 49  | 申請後に工事施工会社の変更はできますか。  | 申請後に工事施工会社の変更はできません。その場合、申請を一度取り下げて、交付申請受付期間内に再度、申請が必要です。ただし、取り下げ手続が全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。   |
| 50  | 充電設備について、財産処分制限期間(6年)を経過した際、財産処分はできますか。   | 財産処分は可能です。設置完了日から6年を過ぎた充電設備等の財産処分については、申請者でご判断ください。  |
| 51  | 充電設備について、財産保有義務期間(6年)内に、保有が困難になった場合、手続は必要ですか。   | 6年以内に保有が困難又は処分する場合は、原則として、補助金の返納手続が必要となります。処分を行う場合、事前に必ず機構への届出が必要です。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要となる場合もあります。手続等の詳細は機構にお問い合わせください。   |
| 52  | 充電設備を設置した営業所を統廃合により廃止する場合、手続は必要ですか。   | 営業所が6年以内に廃止の場合は原則として、補助金の返納手続が必要となります。処分を行う場合、事前に必ず機構への届出が必要です。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要となる場合もあります。手続等の詳細は機構にお問い合わせください。  |
| 53  | R5年度当初(繰越し)予算とR5年度補正予算では、違う点は何ですか。また、申請に制限などありますか。  | R5年度当初予算でトラックを導入し、新たにトラックの営業所等の敷地に充電設備を一体的に導入する場合、充電設備を今年度のみの特例としてR5年度補正予算で補助対象としています。したがって、(繰越し)当初予算では充電設備のみを対象とした補助はありません。R5年度補正予算ではトラック車両及びトラックの導入と一体的に行われ、事業者の敷地(事業所、営業拠点)に設置する充電設備に対しての補助事業です。  |
| 54  | 予算の消化状況は公表されるのですか。  | 機構のホームページに定期的に予算執行残高を掲示していく予定です。   |
| 55  | 車両の購入及び申請を行いました。登録手続きがR7年1月31日より後の場合、申請はできますか。  | 登録がそれを超える期間の場合、申請はできても事業の中止となる場合があります。   |
| 56  | 補助金対象となるトラック、充電装置の名称、型式等を教えてください。   | 機構のホームページにて確認できます。<br>トラック : <a href="https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/truck/">https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/truck/</a><br>充電装置 : <a href="https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/jyuuden/">https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/jyuuden/</a> |

車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 57  | 申請後において「補助対象充電設備型式一覧表」において、メーカー等により補助対象が価格改定した場合はどうなりますか。            | メーカー等の価格改定があった場合、機構のホームページに掲載されます。交付申請後の改定の場合、補助金交付額を修正を行う場合もあります。  |
| 58  | トラックはリースで購入し(所有者:リース会社)交付申請、充電設備は運送会社(使用者:運送会社)で申請はできますか。            | 申請できます。   |
| 59  | 車検証の提出について、電子車検証のコピーを添付すればよいですか。それとも紙出力による「自動車検査証記録事項」のコピーを添付するのですか。 | 紙出力による「自動車検査証記録事項」のコピーを添付してください。  |
| 60  | いわゆる割賦購入の場合でも申請できますか。  | 割賦購入では申請できません。  |
| 61  | 自治体の他の補助金と併用する場合、申請できますか。  | 申請できます。原則的に国の補助金に相当する自治体の額を記入してください。補助金に相当する額が総額の場合は、内訳を記入してください。リース料金の総額が自治体の補助金と合算されている場合のリース契約については、国分と自治体分の内訳を記入するとともに月々のリース料金で国の補助金に相当する額が必ず還元されている事実が分かるように記載して下さい。   |
| 62  | R6年4月3日に新車新規登録していますが、充電設備の補助金の申請はできますか。                              | R6年2月1日～R7年1月31日までに登録した車両については、申請できます。  |
| 63  | 自家用のEVトラックや充電設備についても申請できますか。   | 車両総重量 2.5 トン超の電気トラックを自家用(レンタカーを含む。)として使用する場合、交付申請を行うことができます。(車両総重量 2.5 トン以下の自家用トラックについては、申請はできません。)   |
| 64  | トラックと充電設備をまとめて1つの申請書でできますか。また、先にトラック(充電設備)を、後で充電設備(トラック)の申請はできますか。   | まとめて1つでも、別々でも申請できます。  |
| 65  | 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業のように廃車を伴う申請は無いのですか。                              | 廃車を伴う申請はありません。  |
| 66  | 導入予定車両について、対象の掲載が無いですが、補助金の申請はできますか。                                 | 申請できません。  |
| 67  | 申請者になるにはどのような要件がありますか。   | ①導入する車両の「所有者」が申請者であること(使用者が充電設備を申請する場合は共同申請が必要)。<br>②車両の使用者が国で定める目標(目安)等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している次の事業者となります。<br>(1). 貨物自動車運送事業者<br>(2). 自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者(車両総重量 2.5 トン超の車両に限る。)<br>(3). 商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者((1)、(2)、(4)に貸渡しする者に限る。)<br>(4). 地方公共団体<br>(5). その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者 |
| 68  | 申請できる者は、自動車検査証に記載された所有者または使用者ですか。                                    | 申請者は、導入車両の自動車検査証記録事項(写し)に記載された所有者です。また、使用者が充電設備を申請する場合は共同申請書の提出が必要です。   |
| 69  | 一事業者当りの申請台数の制限を設けていませんが、何台でも申請できるのですか。                               | 申請台数の制限はありません。  |
| 70  | トラック、充電設備について、購入・リースのいずれも認められますか。                                    | 購入・リースのいずれも認められます(割賦購入は認められません。)  |
| 71  | トラックの補助額は、どのように定められていますか。  | 補助額は、令和 6 年2月22日「商用車の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録により登録のあった車両を基に「商用車の電動化促進事業(トラック)実施要領」(令和6年2月16日、環水大自発第 2402165号)により算出し、確認された公表された交付額です。導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格との差額に補助率を乗じた額となります。   |
| 72  | 申請総額が予算額を超えた場合、一申請あたりの補助額が減額されますか。                                   | 補助額の減額はありません。なお、予算の残額が2割程度となりましたら、それ以降の交付申請については、申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付からR7年 1 月 31日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先するなど配慮したうえ抽選にて補助事業者を決定します。  |
| 73  | リース会社と運送事業者が割賦契約を行い、所有者はリース会社で、ディーラーに代金支払済みの場合は、申請できますか。             | 申請できません。リースによる導入の場合、補助の対象はあくまでリース会社と運送事業者とのリース契約によるもので、割賦といった形態(売買契約)は申請できません。  |

車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 74  | リース契約を締結する場合、例えば、「リース料金が月毎に変動するような形態」の契約は認められますか   | 補助金がリース契約の中に反映されていれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。リース料金算定根拠明細書に内容を明記してください。   |
| 75  | 事業の対象となる車両のリース契約期間を2年間として、残りは再リースとすることは可能ですか。  | 法定耐用年数から積載量※が2トン以下の場合は3年以上、2トン超の場合は4年以上の契約期間での締結が必要です。(自家用は5年(貸渡しを除く))<br>従いまして、当初2年間契約の締結では、申請時点において処分制限期間中の継続保有が担保されないため、補助対象とは認められません。<br>(確約書があったとしても実際に再リース契約の際の担保にはなりません。)*積載量とは、自動車検査証に記載されている最大積載量を指します。                            |
| 76  | リースの場合、リース会社は交付を受けた補助金をそのまま使用者の運送事業者に一括で支払っても良いですか。  | リースの場合、あくまでもリース契約に則った月額リース料に補助金を反映させることとしていますので一括で補助金を支払うことについては認められません。<br>契約書、リース料金算定根拠明細書の作成の際に留意してください。   |
| 77  | プラグインでないハイブリット自動車は、申請できますか。  | 対象となりません。   |
| 78  | 車両を申請する場合、事業完了・補助金交付申請時点で購入費用の支払いを終えていなければ認められないですか。                                       | 購入費用の支払いは、補助事業の完了、完了実績報告、概算払請求までに完了してください。またその際には、新車新規登録(軽自動車については新車新規検査)を受けた自動車検査証記録事項(写し)、請求書(写し)、領収証等の支払いを証明できる書類の写しを申請書に添付してください。事業の完了は、R7年1月31日までに行ってください。   |
| 79  | 中古車やいわゆる新古車は補助金の対象となりますか。  | 新規登録以外で中古新規登録車の申請はできません。<br>新古車も既に登録・届出がなされている中古車となるため、対象となりません。  |
| 80  | 本補助金を受けた車両の使用の本拠の位置の変更による登録番号の変更は可能ですか。  | 補助対象車両の所有者・使用者名に変更がなければ、使用の本拠の位置や登録番号の変更は可能です。なお、当機構の保管データの変更が必要なため、変更後の自動車検査証(写し)の提出が必要です。   |
| 81  | 地方公共団体の補助事業との併用はできますか。また、協調補助は必要ですか。   | 地方公共団体の補助との併用はその補助金が国の国庫補助を原資としていなければ可能です。なお、併用に当たっては、その補助事業の執行団体(自治体等)に確認してください。また、地方公共団体等のいわゆる協調補助は不要です。  |
| 82  | 導入車両について、法定耐用年数はありますか。   | 法定耐用年数は積載量2トン以下は3年。2トン超は4年。自家用は5年(貸渡しを除く)です。新車新規登録した日から、法定耐用年数までの期間は申請者において「所有」する必要があります。   |
| 83  | 補助を受けた車両を売却することはできますか。   | 法定耐用年数の期間内に売却する場合は、財産処分をすることとなり補助金の返還が求められます。   |
| 84  | 申請窓口はどこですか。  | 一般財団法人環境優良車普及機構「商用車の電動化促進事業」補助事業執行グループが窓口となります。   |
| 85  | 申請書は電子メールで行うのですか。  | 可能な限り電子申請(電子メール、jGrants)をご利用ください。<br>電子メール申請では、申請者確認用「識別番号」を発行させていただきます。初回申請前に必ず識別番号発行依頼書にて evhojo@levo.or.jp へご連絡下さい。以降、交付申請時等に使用してください。<br>jGrants 申請では、申請書類を PDF 化して(データシートはExcel のまま)、アップロードしてください。<br>電子申請の環境のない場合には、紙により申請を行うことができます。 |
| 86  | 車両を申請する、添付書類の請求書及び領収書は、様式の指定はありますか。  | 指定の様式はありません。各社の様式により提出が可能です。<br>ただし、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載してください。(手書き可)<br>また、請求書・領収書には販売店印が押印されていること、発行日が記載されていること、領収書には金種(現金、振込、小切手、手形)の記載があること、をご確認ください。(手形の場合は完済証明が必要です。)   |
| 87  | 領収証の写しは収入印紙不要の電子領収証の写し、直接銀行振り込みした振込依頼書の写しは認められますか。また、インターネットバンキング利用により通帳がない場合などどうすればよいですか。 | 電子領収書は販売会社の押印があれば領収書として有効です。<br>また、振込依頼書の写しは金融機関の出納印があれば、領収証の代用になります。ネット振込みの控えをプリントアウトしたものは金融機関の出納印があれば代用になります。いずれの場合も車両を特定する車台番号または登録番号の記載(手書き追記でも可)があることが必要です。  |

車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 88  | 補助金は誰に振り込まれますか。  | 申請者の口座に振込みます。リースの場合は、リース会社に振り込みます。なお、リース会社は借受人である使用者に補助金相当額を還元する(補助金相当額を減じたリース料金を記載したリース料金算定明細書を添付)必要があります。  |
| 89  | リース会社が運送事業者に貸し出す車両を複数台分を申請する場合、補助金の振込先を車両ごとに別々の口座に振込むことはできますか。         | 精算払請求書(様式第13)は申請番号毎に添付していただきます。そのため、車両毎での支払いではなく、対象の補助金交付確定額をまとめて1つの口座への振込となります。   |
| 90  | 機構から配布のあったステッカーは車両のどこに貼付すれば良いですか。                                      | 車体の前面、後面、燃料タンク(PHEV,FCV)等、外部から容易に視認できる場所に貼付して下さい。なお、法令違反となる場所(ウインドウ等)には貼付しないでください。   |
| 91  | 法定耐用年数の期間内に会社の社名変更等により使用者名が変更になった場合どうすればよいですか。                         | 社名変更等による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認することが可能な場合、補助金の返還手続きはありません。ただし、合併や事業統合により所有者(リースの場合使用者)が別法人になる場合は財産処分となりますので、事前に必ず機構への届出が必要です。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要な場合もあります。 |
| 92  | 法定耐用年数の期間内に使用者を別の支店に変更することはできますか。                                      | 同一法人内での車両のみ使用者名の変更の場合、補助金の返還はありません。ただし、車両の変更届等(車検証の管轄変更等)の手続きが必要となりますので、当機構に届出が必要です。また、充電設備の場合は、充電設備の法定耐用年数(6年)までは変更することはできません。  |
| 93  | リースを利用の場合、事業を継続できなくなった場合に補助金の返還になりますか。                                 | 財産処分制限期間内に補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合、補助金の全部又は一部の返還が生じます。事前に必ず機構への届出が必要です。  |
| 94  | 財産処分制限期間内に事業用車両(緑ナンバー)として補助を受けていた車両を自家用自動車(白ナンバー)に変更した場合、補助金の返還になりますか。 | 両総重量が2.5トン超の車両であれば補助金の返還はなりません。ただし車両総重量が2.5トン以下の車両を事業用から自家用に変更した場合には補助金の返還が生じます。   |
| 95  | 廃車となった場合、補助金の返還になりますか。   | 財産処分制限期間内に廃車や譲渡等により車両を保有しなくなった場合は、補助金の返還が生じます。事前に必ず機構への届出が必要です。  |
| 96  | 補助金受領後に申請内容と変更等が生じた場合、届け出は必要ですか。                                       | 変更の内容によって、軽微な届出以外で国への承認手続き(補助金の返還等)が発生する場合もあるため、事前に届出してください。   |
| 97  | リースの場合で補助金の返還にあたる事由が生じた場合、補助金を返還するのはリース会社ですか、使用者ですか。                   | 車両等の財産を保有する代表申請者であるリース会社となります。   |
| 98  | 共同実施を行う際、代表事業者は誰にすればよいか。   | 代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産の全部又は一部を取得する者に限るものとしており、この要件を満たす方が代表事業者として申請することとなります。なお、ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者が代表事業者です。   |
| 99  | 申請書の「責任者」欄は誰にすればよいですか。   | 会社等の組織において、補助事業に関わる業務を実際に行う部署の責任者(部長等)としてください。   |
| 100 | 申請書の「担当者」欄は誰にすればよいですか。   | 補助事業に関わる業務を実際に行い、機構と連絡を取り合える方としてください。なお、窓口となる方の所在地(書類を受領する住所)を記入してください。  |
| 101 | 充電設備を申請時に見積書等の添付が必要とあるが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請は可能ですか。            | 見積書については、概算見積書ではなく、申請時点で有効期限内のもの、印影があるもの及び充電器と工事費が容易に分かる等正式な見積書を取得し、提出が必要です。なお、機器を複数購入する場合は、その旨を含んでいる見積書としてください。   |
| 102 | 充電設備の導入を予定している必要な性能を持つ機器は、2社しか製造しておらず、2社分の見積書しか取得できないが、問題ないですか。        | 2社分の見積書しか取得できない場合は、2社しか製造していない等の明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。また、3社見積の提出が困難な場合についても、明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。   |
| 103 | 充電設備の添付書類の見積書は、様式の指定はありますか。  | 見積書については指定の様式は定めておりませんが、交付申請時点で有効期限内のもの、印影があるもの等適切な見積書の提出が必要です。  |
| 104 | 充電設備を申請後、申請を辞退する場合、どのように対応すればよいですか。                                    | 申請を辞退する場合、必ず機構に連絡してください。申請後に辞退する旨の申し出があった交付申請については、交付申請書類は返却いたしません。  |

車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 105 | 充電設備の事業はいつまでに実施すればよいですか。   | 補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を機構に提出してください。  |
| 106 | 補助事業で取得した充電設備について、廃棄処分する必要がある場合、制限はありますか。どのような手続きが必要ですか。   | 取得財産等は、その財産の法定耐用年数の期間が経過するまで、機構の承認を受けずに譲渡等を行うことができません。仮に当該制限期間内に処分しようとする場合は、機構に対して財産処分に係る承認申請を行い、承認を受ける必要があります。  |
| 107 | 充電設備の補助対象経費とは何を指すのですか。   | 補助対象経費とは、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費は、事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費といたします。詳細の補助対象経費、区分・費目については、交付規程別表第1、別表第2、別表第3をご確認ください。  |
| 108 | 充電設備の補助対象外経費に該当するのはどのような経費ですか。   | 補助対象外経費の代表例は次の経費等です。<br>・既存施設の撤去費、廃材の運搬費・処分費、移設等に係る経費<br>・本補助金への申請等に係る経費<br>・車両の登録手数料等<br>・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等の経費<br>・二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器<br>・オプション品等に係る経費<br>・消費税は原則補助対象外経費   |
| 109 | 充電設備の補助対象経費のうち、事務費にはどのような費用が含まれますか。  | 事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます。<br>詳細については、交付規程別表第3を参照してください。  |
| 110 | 充電設備を申請後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額した場合、補助金額の増額は可能ですか。   | 交付決定通知に記載された額が補助金交付金額の上限です。  |
| 111 | 充電設備について業者等への発注や契約は、いつ行えばよいですか。  | 補助事業の発注や契約については、交付決定を受けた後、必ず交付決定日以降に行ってください。<br>交付決定日前に発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き、補助事業の補助対象経費とすることができません。  |
| 112 | 充電設備をメーカーからの直接購入ではなく、代理店を通じての購入を予定している。相見積の取得に際し、同じ代理店を通じて他メーカーの見積書を取得してもよいですか。                  | 競争原理が働くような手続きによって相手先を決定することから、見積書の取得については、同じ代理店から相見積書を取得しても競争原理が働くとは考えられません。<br>したがって、他のメーカー又は他の代理店から見積書を取得してください。   |
| 113 | 充電設備の発注先決定に関し、原則入札行為が必要なのは理解しているが、当社は設備の導入に当たって、従来より、安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約で行うことは可能ですか。 | 一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約により発注先と契約することが可能です。<br>この場合、交付申請の際に理由書を提出し、機構の承認を得る必要があります。  |
| 114 | 充電設備の補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能か。  | 補助対象とならない工事を同時に発注して頂いて構いませんが、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用について、発注書・契約書・請求書等の中で明示してください。  |
| 115 | 充電設備の補助対象経費の中に自社製品の調達があるが、この場合、「利益等排除」の対象となるか。   | 補助対象経費の中に自社製品の調達等がある場合は利益等排除の対象です。<br>補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が含まれる場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることとなり、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、補助事業者の自社製品の調達等により補助事業を行う場合は、原価をもって補助対象経費に計上します。<br>(環境省所管の補助金等に係る事務処理手引(平成28年4月))<br><a href="http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf">http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf</a> |
| 116 | 充電設備について100%同一資本のグループ会社又は関係会社から設備を調達した場合、利益等排除は必要ですか。  | 100%同一の資本のグループ会社又は関係会社であっても、法人格の異なる会社からの調達等に係る経費であれば利益等排除の対象外です。自社調達でないものは利益等排除の対象ではありません。   |
| 117 | 圧縮記帳は適用されますか。  | 補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。  |

車両・充電設備に関するご質問・回答

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 118 | 予算制度に基づく国の負担又は他の補助金と併用することは可能ですか。                                    | 本事業の補助事業により導入する設備等については、補助対象事業の基本的要件に適合するものとして、国からの他の負担又は補助金(負担金、利子補給金等を含む。)を受けていないこととさせていただきます。また、地方公共団体等からの負担又は補助金との併用は可能ですが、併用する場合には、地方公共団体等の負担又は補助金の制度が、本補助制度と併用できる仕組みになっている必要があります。地方公共団体等の負担又は補助金の制度が、本補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、本補助事業の補助金交付額は、地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。地方公共団体等の負担又は補助金と併用する場合は、申請の際、地方公共団体等の負担又は補助金の交付要綱等を提出してください。 |
| 119 | 本事業により導入する設備等は国からの負担又は他の補助金を受けてはならないという条件があるが、過去に補助金を受けていた場合も該当しますか。 | 補助を受ける事業について、国からの負担又は他の補助金を受けていない(重複受給はない)ことが条件であり、過去の負担又は補助金は該当しません。   |
| 120 | 消費税は補助対象ですか。   | 消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下の補助事業者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。<br>①消費税法における納税義務者とならない補助事業者<br>②免税事業者である補助事業者<br>③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者<br>④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者<br>⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者  |
| 121 | ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引ですか。   | リース取引を途中で解約できず(ノンキャンセラブル)、また、リース資産に係るコストをすべて負担する義務(フルペイアウト)を負うリース取引のことです。   |
| 122 | ファイナンスリースを活用する場合の注意事項は何ですか。  | ファイナンスリースを活用する場合については、「補助金を受けない場合のリース料」から「補助金を受けた場合のリース料」を差し引いて補助金相当分が減額されていること、法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用することが契約内容に含まれていることが必要です。   |
| 123 | 補助金はいつ頃入金されますか。  | 補助事業者の補助事業が完了し、完了実績報告書(精算払請求書)を提出し、機構からの交付額確定通知書の通知を受けた後、機構から補助金を振り込むこととなります。   |
| 124 | 申請書類に不備(整合性がない・書類不足等)がある場合、何の連絡もなく申請は却下されますか。                        | 申請書類を受付後、申請書類を精査し、申請書類に不足がある場合等については、機構から連絡いたします。   |
| 125 | R5年度に車両の補助を受けているので、充電設備を申請したいが、GXリーグへの所属表明書は必要ですか。                   | 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO2排出量が20万t以上でGXリーグに参加する者については、提出が必要です。   |
| 126 | 充電設備の見積書は3社以上の提出が必要とあるが、充電機器と工事費では各費目毎に必要ですか。                        | 充電機器と工事が同一事業者で同じ見積書内であれば項目毎に必要なありませんが、項目毎に別々の事業者であればそれぞれ必要です。   |
| 127 | 電子メール申請の際に機構へ「識別番号の依頼を行う」とあるが、これは何の番号ですか。                            | 初めての申請者は、申請の前に機構あてにメールで「識別番号」の付与依頼を行います。これは申請する際に申請責任者を明確にするのと同時に代表者印を省略を可とするものです。交付申請する際は機構から附番された5桁の「識別番号」を記載のうえ、申請してください。<br>※機構の他の補助事業で「識別番号」を取得済の場合は、その番号をご使用ください。   |
| 128 | 「識別番号」で依頼した時の担当者の異動やメールアドレスに変更が生じた場合、何か手続きは必要ですか。                    | 責任者・担当者、メールアドレス等記載内容に変更がある場合は、機構から送付した識別番号通知に変更部位を朱書き修正して送付してください。<br>※なお、登録された「識別番号」のメールアドレス以外から届いた交付申請書は受理できません。  |
| 129 | 交付決定通知書に「申請番号」とあるが、これは何の番号ですか。                                       | 機構で申請書の受理後に「24」から始まる6桁の「申請番号」を附番し送付します。以後の申請、報告等の手続きについては「申請番号」を記載してください。   |
| 130 | 交付額確定通知書に「LEVO管理番号」とあるが、これは何の番号ですか。                                  | 機構で完了実績報告書を受理、審査後に額の確定を行う際にトラックは車両毎、充電設備は型式毎に「LEVO管理番号」を附番します。  |